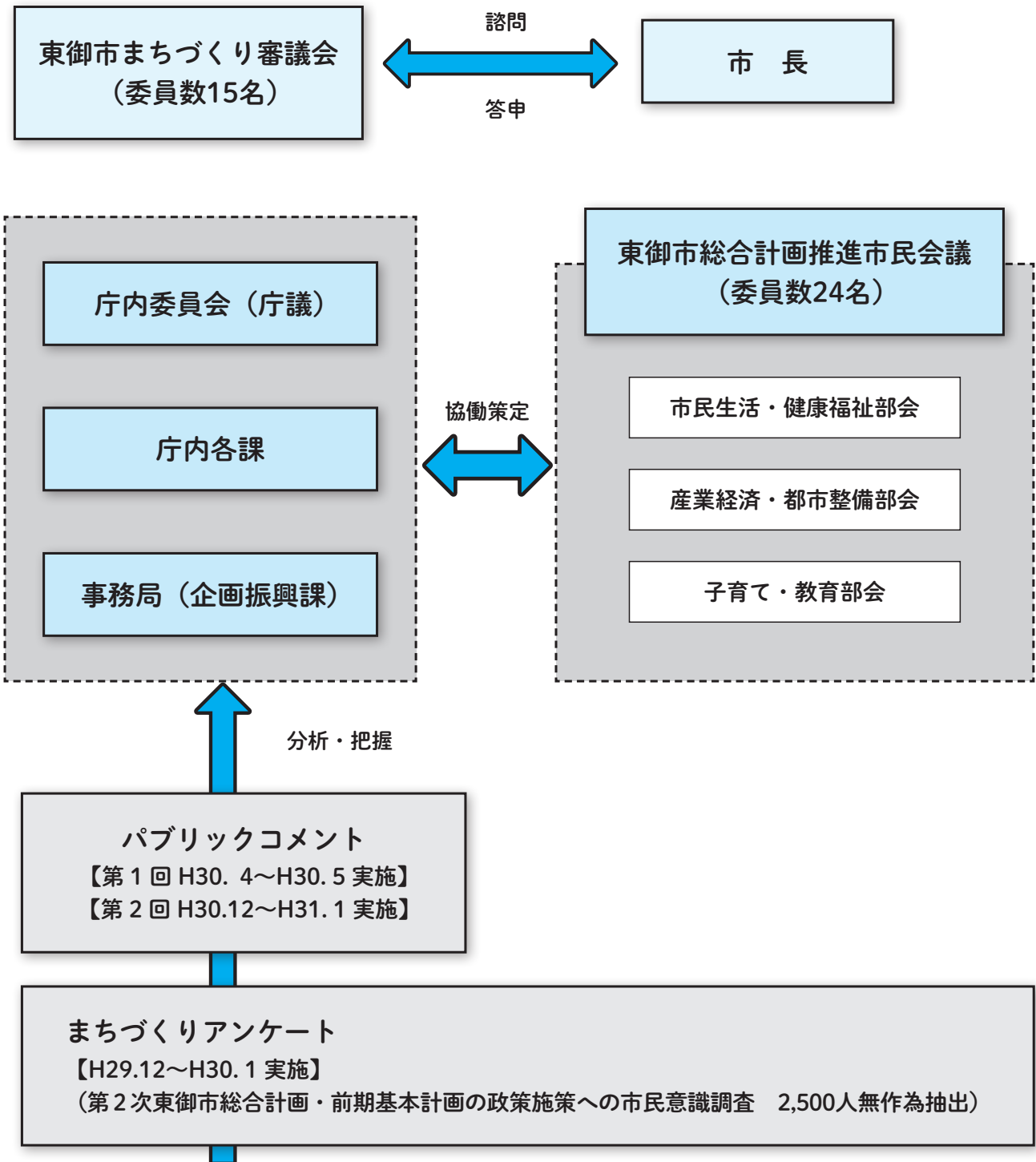


資料編

1. 東御市総合計画・後期基本計画策定の体制



2. 東御市総合計画・後期基本計画の策定経過

日程	会議等	内容等
平成29年9月15日	平成29年度第2回まちづくり審議会	東御市まちづくりアンケートの実施について
12月1日	平成29年度第3回まちづくり審議会	東御市まちづくりアンケートの内容の協議
12月5日	庁議	東御市まちづくりアンケートの内容の審議
12月29日～	東御市まちづくりアンケート (市民意識調査)	平成30年1月26日まで
平成30年1月10日	平成29年度第2回総合計画推進市民会議	東御市まちづくりアンケートの内容の報告 計画策定のスケジュールの報告
3月22日	庁議	策定の方針の審議 東御市まちづくりアンケート調査結果(速報)の報告
3月26日	平成29年度第4回まちづくり審議会	東御市まちづくりアンケート調査結果(速報)の報告
4月2日	庁議	東御市まちづくりアンケートの調査結果(最終版)、 パブリックコメントの実施の審議
4月18日～	パブリックコメント	5月17日まで
5月28日	平成30年度第1回総合計画推進市民会議	東御市まちづくりアンケート調査結果(最終版)、 パブリックコメントの報告
6月1日	平成30年度第1回まちづくり審議会	東御市まちづくりアンケート調査結果(最終版)、 パブリックコメントの報告、諮問
7月13日～	各部局作成及び事務局調整	9月12日まで 前期基本計画評価、施策体系
7月18日	平成30年度第2回総合計画推進市民会議	ワークショップ
8月10日	平成30年度第3回総合計画推進市民会議	ワークショップ
8月28日	部課長会議	施策体系の協議
9月12日	庁議	施策体系の決定
9月13日～	各部局作成及び事務局調整	11月19日まで 素案の作成
11月20日	平成30年度第4回総合計画推進市民会議	素案の協議
11月29日	平成30年度第3回まちづくり審議会	素案の協議
12月3日	庁議	素案の審議
12月7日	議会全員協議会	素案の報告
12月10日～	パブリックコメント	平成31年1月8日まで
平成31年1月22日	庁議	案の審議
1月29日	平成30年度第5回総合計画推進市民会議	パブリックコメントの報告、案の協議
2月12日	平成30年度第4回まちづくり審議会	パブリックコメントの報告、案の審議、答申
2月12日～	各部局、事務局最終調整	2月28日まで
3月5日	庁議	最終報告、決定

3. 名簿

(1) 東御市まちづくり審議会委員名簿

	氏 名	所属団体名	区 名
会長	篠原 博文	総合計画推進市民会議	西宮
職務代理者	宮嶋 千春	すくすくママ〜ず	本海野
	滝澤 栄一	東御市消防団	下八重原
	依田 繁二	東御市農業委員会	下八重原
	早川 一夫	(一社) 東御市観光協会	田中
	手塚 仁也	東御市工業振興会	常田
	阿部 貴代枝	東御市女性団体連絡協議会	別府
	重原 君江	メディア	加沢
	下村 征子	東御市教育委員会	大川
	滝澤 明彦	上小労組東御市連絡協議会	下八重原
	山田 良男	金融機関	田中
	岡田 和子	民生児童委員協議会	海善寺北
	宮原 則子	東御環境市民会議	曾根
	関 祐也	東御市商工会	加沢
	吉村 武洋	長野大学	上田市

(2) 総合計画推進市民会議委員名簿

役 職	氏 名
会長	荻原 慎一郎
職務代理者	邊見 美枝子

所属専門部会	氏 名	区 名	部会長◎ 副部会長○
市民生活・健康福祉部会	田中 秀幸	乙女平	◎
	小林 美奈子	大石	○
	押金 孝	東深井	
	唐澤 宏員	西宮	
	倉嵩 智彦	新張	
	竹内 美知子	栗林	
	高瀬 早苗	本海野	
	原田 京子	本海野	
産業経済・都市整備部会	荻原 慎一郎	上八重原	◎
	土屋 鈴子	寺坂	○
	荒木 和男	東上田	
	五十嵐 江利子	西宮	
	桜井 芳孝	奈良原	
	篠原 博文	西宮	
	波田野 信孝	新張	
	横井 憲一	中屋敷	
子育て・教育部会	小林 翠	東町	◎
	邊見 美枝子	日向が丘	○
	芦田 高英	常田	
	小笠原 早苗	寺坂	
	ガイダロヴァ アラ	東町	
	佐藤 美維	金井	
	関 桂子	東上田	
	山岸 ゆみ子	本海野	

東御市まちづくり審議会条例

平成16年4月1日

条例第26号

改正 平成26年3月26日条例第1号

(設置)

第1条 総合的かつ計画的な市政の運営及び明るく豊かな住みよいまちづくりの推進に関し必要な事項を調査審議するため、東御市まちづくり審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) まちづくりの推進に関すること。
- (2) 総合計画に関すること。
- (3) その他まちづくりを推進するため市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人で組織する。

2 委員は、まちづくりに関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委員会)

第7条 審議会は、専門事項その他会長が必要と認める事項を調査審議させるため、必要に応じて委員会を置くことができる。

2 委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(幹事)

第8条 審議会に、必要があるときは、幹事を置くことができる。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日条例第1号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

東御市総合計画推進市民会議設置要綱

平成26年4月1日

告示第41号

改正 平成30年3月30日告示第20号

(設置)

第1条 東御市総合計画を市民と行政の協働により推進するため、東御市総合計画推進市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 市民会議の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総合計画に掲げる施策（以下「施策」という。）の進捗評価と改善策の提案
- (2) 施策実現に向けた市民、地域・事業者、行政の役割分担の進行管理
- (3) 施策推進にあたっての課題の調整と協働の検討
- (4) 施策実現のための協働事業の企画と実行支援
- (5) 基本構想に基づいた基本計画原案の総合的な検討及び調整に関すること。
- (6) その他、まちづくり課題の解決に向けた検討と調整

(組織)

第3条 市民会議は、25人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、市政について識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(会長等)

第5条 市民会議に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

3 会長に事故あるときは又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(部会)

第7条 市民会議の任務を円滑に実施するため、市民会議に次の部会を置く。

- (1) 市民生活・健康福祉部会
- (2) 産業経済・都市整備部会
- (3) 子育て・教育部会

2 部会の運営、その他必要な事項は、会長が市民会議に諮って定める。

(庶務)

第8条 市民会議の庶務は、企画振興部企画振興課において処理する。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第20号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

4. 東御市まちづくり審議会の答申

平成31年2月12日

東御市長 花岡利夫様

東御市まちづくり審議会
会長 篠原博文

第2次東御市総合計画・後期基本計画（案）について（答申）

平成30年6月1日付け30企第27号により、当審議会に諮問のありました「第2次東御市総合計画・後期基本計画（案）」について、慎重に審議をした結果、下記のとおり答申します。

なお、後期基本計画の推進にあたり、基本構想に掲げる将来都市像「人と自然が織りなすしあわせ交流都市 とうみ」の実現に向け、下記のとおり附帯意見を付します。

記

諮問された取組みについては、妥当である。

附帯意見

- 1 少子高齢化・人口減少社会が更に進行し、財源確保が一層の厳しさを増す中、市民、地域、事業者、行政の役割と責任を明らかにし、市民と協働で諸施策を実現するよう取り組まれない。
- 2 後期基本計画を市民が理解し、施策の実現に向けて参画していくことが重要であるため、本計画の内容を市民に分かりやすく伝えるよう取り組まれない。
- 3 「成果指標」「進捗管理指標」の達成状況について、毎年度确实かつ適正に把握し、市民と協働で進捗状況をチェックするとともに、毎年の成果を広く市民へ公表していくよう取り組まれない。
- 4 本計画がSDGsの達成を意識した計画となっていることから、今後、施策を展開するうえで、具体的にSDGsの達成に寄与する取り組みを推進されたい。

第2次東御市総合計画・後期基本計画
平成31年3月発行

東御市企画振興部企画振興課

〒389-0592 長野県東御市県281-2

TEL 0268-64-5893 (直通)

FAX 0268-63-5431

Eメール：kikaku@city.tomi.nagano.jp

ホームページ：http://www.city.tomi.nagano.jp/



東御市



市の花 レンゲツツジ



市の木 くるみ



市の蝶 オオルリシジミ